

# 議 案

第 2 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和5年6月5日提出

第2回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件名	提案者
38	専決処分事項の承認について 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第10号）	専決第2号 市長
39	専決処分事項の承認について 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第3号 市長
40	専決処分事項の承認について 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第4号 市長
41	専決処分事項の承認について 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第5号 市長
42	専決処分事項の承認について 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第1号）	専決第7号 市長
43	令和5年度玉名市一般会計補正予算（第2号）	市長
44	令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	市長
45	令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	市長
46	令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）	市長
47	令和5年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）	市長
48	令和5年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	市長
49	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
50	玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
51	玉名市過疎地域持続的発展計画の変更について	市長
52	工事請負契約の変更について	市長
53	工事請負契約の変更について	市長
54	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
55	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
56	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
57	人権擁護委員候補者の推薦について	市長

58	人権擁護委員候補者の推薦について		市長
59	睦合財産区管理委員の選任について		市長
60	睦合財産区管理委員の選任について		市長
61	睦合財産区管理委員の選任について		市長
62	睦合財産区管理委員の選任について		市長
63	睦合財産区管理委員の選任について		市長
64	睦合財産区管理委員の選任について		市長
報告3	令和4年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について		市長
4	令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について		市長
5	令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について		市長
6	令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について		市長
7	一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について		市長
8	有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について		市長
9	専決処分の報告について	専決第6号	市長
10	専決処分の報告について	専決第8号	市長

議第38号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第2号

専決処分書

令和4年度玉名市一般会計補正予算（第10号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

玉名市長 藏原 隆浩

議第 39 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 5 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第 3 号

専決処分書

玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

玉名市長 藏原 隆浩

## 玉名市税条例の一部を改正する条例

玉名市税条例（平成17年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、

同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第1

5条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項中「附則第64条」を「附則第15条の9の3第1項」に、「零」を「3分の1」に改める。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第10条の5を削る。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「のガソリン軽自動車」を「の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の玉名市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の玉名市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき玉名市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の玉名市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第40号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第4号

専決処分書

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

玉名市長 藏原 隆浩

## 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例

玉名市都市計画税条例(平成17年条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第6項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第7項(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第8項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第19項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の玉名市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

議第41号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第5号

専決処分書

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

玉名市長 藏原 隆浩

## 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

玉名市国民健康保険税条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第25条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第25条の2中「第26条の2」を「第26条の2第1項」に改める。

第26条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第6項中「第25条第1項」を「第25条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第7項、第8項、第10項から第13項まで、第16項及び第17項中「第25条第1項の」を「第25条の」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の玉名市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第42号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第7号

専決処分書

令和5年度玉名市一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月20日

玉名市長 藏原 隆浩

議第49号

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部玉名市立中学校部活動地域移行検討委員会の項中「10人以内」を「20人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 玉名市立中学校部活動地域移行検討委員会の委員の定数を変更するため、条例の整備を図るものである。

## 議第50号

玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

令和5年6月5日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第93号）の一  
部を次のように改正する。

第2条第5号中「負担すべき額。」を「負担すべき額（他の法令等により国又は  
地方公共団体の負担により給付される公費負担医療がある場合は、その額を控除し  
た額）」に改め、同号ただし書及びアからウまでを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の玉名市重度心身障害  
者医療費助成に関する条例の規定は、令和5年4月1日以後に行われた診療に係る  
医療費について適用する。

提案理由 熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正  
に伴い、条例の整備を図るものである。

議第51号

玉名市過疎地域持続的発展計画の変更について

玉名市過疎地域持続的発展計画を別紙のように変更する。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

提案理由 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第52号

工事請負契約の変更について

令和5年3月23日議決の工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものとする。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 工 事 名       | 玉名漁港（滑石地区）しゅんせつ工事                         |
| 2 契 約 金 額     | （変更前）156,750,000円<br>（変更後）158,304,455円    |
| 3 契 約 の 方 法   | 指名競争入札                                    |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 玉名市大浜町2163番地4<br>株式会社マルコ建設<br>代表取締役 大野 羊逸 |

提案理由 公共工事設計労務単価の特例措置の適用等に伴い工事請負契約の契約金額を変更するため、議決事件の変更を行うものである。

議第53号

工事請負契約の変更について

令和5年3月23日議決の工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものとする。

令和5年6月5日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 工 事 名       | 大正開漁港（新港部分）しゅんせつ工事                             |
| 2 契 約 金 額     | （変更前）210,100,000円<br>（変更後）211,916,767円         |
| 3 契 約 の 方 法   | 指名競争入札   |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 玉名市岱明町西照寺865番地<br>興亜建設工業株式会社 玉名支店<br>支店長 松原 和英 |

提案理由 公共工事設計労務単価の特例措置の適用等に伴い工事請負契約の契約金額を変更するため、議決事件の変更を行うものである。

議第54号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

ひさだ ふみえ  
久田 史枝

2 略 歴

学 歴

昭和56年 3月

経 歴

昭和56年 4月

昭和60年 7月

令和 4年 4月

令和 4年10月

提案理由 人権擁護委員阪口心志氏が、本年9月30日に任期満了のため。

議第55号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

あしむら しんや  
芦村 伸也

2 略 歴

学 歴

昭和57年 3月

経 歴

昭和57年 4月

平成16年 4月

平成22年 4月

平成28年 4月

令和 2年 3月

令和 2年10月

提案理由 人権擁護委員芦村伸也氏が、本年9月30日に任期満了のため。

議第56号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

おがた さなみ  
緒方 眞美

2 略 歴

学 歴

昭和55年 3月

経 歴

昭和55年 4月

令和 2年 3月

提案理由 人権擁護委員濱崎順子氏が、本年9月30日に任期満了のため。

議第57号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

てらおか かずお  
寺岡 和夫

2 略 歴

学 歴

昭和44年 3月

経 歴

昭和44年 4月

平成15年 3月

平成16年 6月

平成20年 5月

平成26年10月

提案理由 人権擁護委員寺岡和夫氏が、本年9月30日に任期満了のため。

議第58号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

りゅう てつろう  
笠 哲郎

2 略 歴

学 歴

昭和58年 3月

経 歴

昭和58年 4月

平成14年 4月

平成22年 3月

平成22年 4月

平成24年 4月

平成26年10月

提案理由 人権擁護委員笠哲郎氏が、本年9月30日に任期満了のため。

議第59号

睦合財産区管理委員の選任について

睦合財産区管理委員に次の者を選任したいので、玉名市睦合財産区管理条例(平成17年条例第75号)第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

  
まえかわ みつき  
前川 三樹 

提案理由 睦合財産区管理委員植田寛大氏が、本年6月30日に任期満了のため。

議第60号

睦合財産区管理委員の選任について

睦合財産区管理委員に次の者を選任したいので、玉名市睦合財産区管理条例(平成17年条例第75号)第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

にしむら すみお  
西村 澄雄

提案理由 睦合財産区管理委員木村昌治氏が、本年6月30日に任期満了のため。

議第61号

睦合財産区管理委員の選任について

睦合財産区管理委員に次の者を選任したいので、玉名市睦合財産区管理条例(平成17年条例第75号)第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

やまもと はるお  
山本 治夫

提案理由 睦合財産区管理委員立石昭和氏が、本年6月30日に任期満了のため。



議第63号

睦合財産区管理委員の選任について

睦合財産区管理委員に次の者を選任したいので、玉名市睦合財産区管理条例(平成17年条例第75号)第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

まつの しんじ  
松野 眞治

提案理由 睦合財産区管理委員吉田範郎氏が、本年6月30日に任期満了のため。

議第64号

睦合財産区管理委員の選任について

睦合財産区管理委員に次の者を選任したいので、玉名市睦合財産区管理条例(平成17年条例第75号)第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

  
なかほら ただし  
中原 忠士 

提案理由 睦合財産区管理委員荒木英利氏が、本年6月30日に任期満了のため。

報告第3号

令和4年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算を翌年度に繰り越したので、繰越計算書を調製し報告する。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和4年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	県支出金	地方債		その他
2	総務費	市有財産管理事業	3,458,000	3,457,333						3,457,333
3	民生費	介護施設整備事業	13,981,000	13,981,000		13,981,000				
		保育所等送迎用バス安全装置設置補助金	2,700,000	2,700,000		2,700,000				
4	衛生費	出産・子育て応援事業	58,000,000	35,413,417	4,708,000	19,842,000	4,960,000			5,903,417
6	農林水産業費	果樹総合対策事業	2,526,000	2,526,000				2,500,000		26,000
		農地利用効率化等支援交付金事業	2,356,000	2,356,000			2,356,000			
		土地改良事業	14,500,000	6,072,000				4,500,000		1,572,000
		団体営農業農村整備事業(農業水路等長寿命化・防災減災型)	66,316,000	58,491,000			42,470,000	11,000,000		5,021,000
		水産物供給基盤機能保全事業	849,000	848,388			424,194			424,194
7	商工費	岱明コミュニケーションセンター及び磯の里集約施設業務	746,000	746,000						746,000
8	土木費	道路メンテナンスサイクル事業(舗装)	25,000,000	25,000,000		10,100,000		9,900,000		5,000,000
		橋りょうメンテナンスサイクル事業	20,000,000	3,215,000		1,784,000		1,200,000		231,000
		都市計画マスタープラン及び景観計画見直し業務	363,000	363,000						363,000
10	教育費	公園施設長寿命化計画策定事業	27,100,000	27,100,000		13,332,000				13,768,000
		感染症流行下における学校教育活動体制整備事業	22,050,000	22,050,000		11,025,000				11,025,000
11	災害復旧費	小学校スクールバス安全装置設置事業	1,080,000	1,080,000		1,080,000				59,000
		天水グラウンド法面整備事業	33,159,000	33,159,000				33,100,000		
		永安寺東古墳・永安寺西古墳災害復旧事業	5,460,000	5,249,209		3,822,000				1,427,209
		合計	299,644,000	243,807,347	4,708,000	77,666,000	50,210,194	62,200,000	0	49,023,153

報告第4号

令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、建設改良費の予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要した資産の購入限度額	説明
1	資本的支出	1 建設改良費	622,686,000	478,486,000	144,200,000	国庫補助金 72,100,000 公共下水道事業債 68,400,000 損益勘定留保資金 3,700,000	0	0	関係機関との協議に不測の日数を要したため。

報告第5号

令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、建設改良費の予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越するを要したな卸資産の購入限度額	説明
1	資本的支出	1 建設改良費	114,711,000	53,247,000	61,464,000	県補助金 30,724,525 農業集落排水事業債 30,300,000 損益勘定留保資金 439,475	0	0	関係機関との協議に不測の日数を要したため。

報告第6号

令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越するを要するたな卸資産の購入限度額	説明
1	資本的支出	1 建設改良費	79,172,900	19,451,900	59,721,000	県補助金 29,860,500 農業集落排水事業債 29,500,000 損益勘定留保資金 360,500	0	0	新型コロナウイルス感染症拡大による影響に伴い、資材の調達困難等により事業を中断せざるを得ない期間が発生し、年度内の事業の完了が不可能となったため。

報告第7号

一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

報告第8号

有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

## 報告第9号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年6月5日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専決番号 専決第6号（令和5年4月7日専決）
- 2 損害賠償の相手方 熊本市西区田崎町484番地  
熊青西九州青果株式会社  
代表取締役 西村 公孝
- 3 損害賠償額 240,900円
- 4 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事故の概要 令和5年1月20日午後0時50分頃、市道斉藤線（玉名市天水町尾田1666番付近）において、熊青西九州青果株式会社所有の中型自動車が、側溝の蓋の上を走行した際、蓋が跳ね上がり、車両底部のガソリントankが破損したものである。



